

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第30回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>こんにちは。常設審議委員会も第30回を迎えました。皆様方、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>台風21号が近畿地方、地震では北海道ということで、特に農業関係の被害が甚大なようでございます。同じ農業を営む者として、非常に憂慮しておりますし、心からお見舞い申し上げます。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が、農地法第5条・8件、県からの意見聴取が農地法第18条・1件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に、以前お配りしました常設審議委員必携の委員名簿に異動がありまして、修正した分をお配りしておりますので、綴じていただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>続きまして、前回の審議案件の結果についてです。昨年11月の案件で、長く審査中であった〇〇市の案件が、先月「許可」されたとのことでしたので、特別に県農山漁村課からご出席いただいています。経過等について説明をお願いします。</p>
農山漁村課	(〇〇市の案件について説明。)
農業会議事務局	(前回の審議案件の結果について報告。)
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、多久市・小園委員と白石町・川崎委員に</p>

お願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議 長

それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から、説明をお願いします。
まず、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、及び水管、下水道管又はガスパ管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断され、第1種農地については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、第3種農地は許可し得るに該当するため、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の海苔資材置場及び貸海苔資材置場用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガスパ管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。
整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は町役場から300m以内に位置することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会分を農業会議からお願いします。
農業会議事務局	<p>〇〇農業委員会から要請がありましたので、農業会議から説明します。</p> <p>整理番号5-6、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-7、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-8、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域であり、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議長	農地法第5条関係8件について説明がありました。

		ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の海苔資材置場及び貸海苔資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		自己使用分と貸付分の面積の区別はされていないのですか。
〇〇農業委員会		資料7ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地の中ほどに点線があり、その上の方、北側が申請者の〇〇さんが使われる資材置場であり、下の方は資材置場として整備し貸与される分となります。面積は、〇〇さんが使われる分が1,900㎡、貸資材置場の分が1,164㎡となっております。
議	長	他にございませんか。
〇〇委員		転用申請の理由の中で、現在の資材置場が借地のため、とありますが、それは継続して使われた上での申請なのかということと、近隣の方への貸付というのは、もう具体的に対象者が決まっているのかということをお聞きしたいです。
〇〇農業委員会		今借地をされているところは、整備後は解約されると伺っております。また、借りられる予定の方との契約書の写しを添付していただいています。
〇〇委員		海苔網を干されるわけですが、付いた塩が河川に流れるという

	ことはないですか。
〇〇農業委員会	そこでは海苔網を干されるだけで、処理を行うわけではないので、塩が流れ出るおそれはないかと思えます。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思えます。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思えます。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	資金計画で、計画と借入金の金額が違うのですが、多く借りて運営資金に回されるということでしょうか。

〇〇農業委員会	借入金の額については、総事業費以上の額が書かれているということが申請書から見えるだけであって、過分に大きな額を借りられるわけではないと思っております。分かるところが申請書の中だけです。恐縮です。
〇〇委員	はい。それと、〇〇〇〇さんは以前も案件があったように記憶しているのですが、前回の分はもう終わられているのですか。地域は覚えていませんが。
〇〇農業委員会	どの案件か分かりかねます。
議長	今の回答でよろしいですか。
〇〇委員	もし事務局が分かればお願いします。来月でも結構です。
農業会議事務局	調べてみます。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	借入金が多い場合は、どの範囲までよいのでしょうか。多く借りて運営資金に回すのはよくないだろうし、ちょっと気になったもので。
農業会議事務局	実例で申しますと、1億円の予定の場合は1億円ちょっと借ります。銀行で借入れをするとき、この案件についてはいくらまでが必要であるということで借入れをするので、ぴったりの金額で借入証明をしてくれるところはなかなかないです。この場合については、土地の価格か何かで少し余裕を持って借りたということで認識しております。
議長	他にございますか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」

として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 メディカルモールから500m以内で、水道管やガス管が埋設された道路沿いというのは、全て3種農地となるという理解でよろしいでしょうか。

〇〇農業委員会 申請地の南側に道路がありまして、幅員が4m以上あり、水管と下水管が入っていきまして、近くに2以上の医療施設がありますので3種農地となります。

〇〇委員 解釈の話ですけど、対象となる路線は全て3種農地という見方になるのですね。

〇〇農業委員会 そうです。

議長 他にご質問等ございませんか。

〇〇委員 先程の質問でもう一つ、右側の田圃に入ってくるとこれはダメだという理解ですよ。今の場所は、水道管下水管が通っていても、宅地に隣接して出てきているからオッケーだということで、飛んでいたらダメだということですね。

農山漁村課 折角の機会ですので、私の方から説明をさせていただきます。農地法の解釈でいうと、3種の水管、下水管、ガス管のうち2管が埋設された4m以上の道路に隣接する筆であれば、3種農地ということになります。先程委員の方から話がありました、今回の申請地が仮に家だったらということですが、農地法の解釈でいきますと、そこも3種農地となります。宅地に隣接しているから3種農地ではなくて、そういった道路に接続している筆で、500m以内に2つ以上の医療施設・教育施設等があるということに該当すれば、全て3種農地ということになります。ただ、指導といいますか、お話という段階で、宅地の方からでしょうよということになるということなんです。

〇〇委員 そしたら、右手の方で申請が出てオッケーということですか。

農業会議事務局	間の空白というのはあまり望ましくはないけれども、農地法の読み込みでは可となります。つまり、市街地の発展というのは病院とか水道管とかと一緒に放射線状に発展していくものだろうという認識で、間に空間があるというのはあまり予測していなくて、連続して宅地化の密集地に持ってきなさいということです。ただ、法的には読めますので、あとは市町がどういう判断をするかということになるかと思います。
議長	他に質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	農業会議の方にお問い合わせなんですけど、建売分譲住宅の進捗状況調査をされていると思います。その集約があるのであれば、何ら

	かの機会に出していただければ、ここはここまで進んでいるなど分かるのでいいのではないかと思うのですが。
農業会議事務局	各市町からの案件ですので、例えば神崎市と佐賀市と小城市でしたとして各々の状況が違います。
〇〇委員	会社名が分かるので出てくるのではないかなと思います。
農業会議事務局	できるだけものは取りたいと思います。
議長	他に質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第18条の規定による意見聴取に入ります。 農地法第18条の規定及び申請内容について、県農山漁村課から説明をお願いします。

農山漁村課 (農地法第18条の規定について説明。)

今回の内容は、賃借人〇〇〇〇、賃貸人、今回の申請者は、〇〇〇〇はじめ9名の方です。全部で14筆、全て田で面積は36,730㎡となります。賃借人が死亡し、相続人が相続放棄をしたため合意による解約ができなくなり、今回の申請となりました。

判断としては、賃借権解約の目的が賃借人の死亡及び相続放棄により合意解約ができないというものであり、解約させることが正当であると十分に認められ、許可の判断基準である「その他正当の事由がある場合」に該当するため、許可したいと考えております。参考までに、〇〇農業委員会の意見についても許可相当との判断となっております。

議 長 ただいま説明がありました。この案件についてご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 36ページに申請の概要が載っていますが、また更新の際に同じことをする必要はあるのですか。

〇〇委員 相続をしないで地権者に返すということですよ。全部稲が植わったまま返すということだと思いますが。

農山漁村課 そうです。

〇〇委員 現場は稲作のままの状態なのですか。

農山漁村課 そうです。

〇〇委員 7月9日にお亡くなりになって、相続放棄の伝達、意向というのはどういう形で、どの時点で相手の方へ伝えられたのですか。稲は生長しているわけでしょう。

農山漁村課 8月末ぐらいだったと聞いております。

〇〇委員 その間は誰が管理されていたのですか。肥培管理や水管理、防除もしないといけません。

農山漁村課 〇〇市の農業委員会に尋ねたところ、実際は次の方が決まっているということで、稲の栽培はその方が継続してされていて、順調に育っていると聞いております。ただ、正式な手順については、解約できますよとなれば、来月中間管理機構を通じて契約をされ

		ると伺っております。
議	長	他にご意見・ご質問等ございませんか。
○ ○ 委 員		補足ですが、この案件については私どもにも〇〇市農業委員会から相談がありました。地元では、農業委員会の会長さんはじめ全員で、現在植わっている稲をどうするかということで、後を耕作してくださる方をとにかく探したということで、次に法手続きをどうするかとなって、今回の申請となったと伺っております。
農業会議事務局		問題は賃借料でして、作られている方は地主さんに納めなければいけないですが、その前の段階で既に耕作をされていなかった、ただ契約は入っていますので、〇〇農業委員会も後の人を探して作ってもらっているという状態です。本当は賃借料を払う必要があるのですが、その方が死亡されてご家族も相続放棄ということで、賃借料については発生しないという形になっていると〇〇市の方に確認を取っています。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として県知事に回答いたします。
議	長	以上、本日意見を求められた 農地法第5条関係8件、第18条関係1件について、各市町農業委員会会長及び県知事に「異議なし」として回答いたします。
○ ○ 専 務		農業委員会事務局、農山漁村課の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議	長	続きまして、次の項目に移ります。

		「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について、事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局		(資料2について説明。)
議 長		このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(情報共有・意見交換)
議 長		それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事		ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局		(資料3・資料4について説明。)
専 務 理 事		以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は10月15日となっておりますのでご予定をお願いします。 お疲れさまでした。

1 4 時 4 5 分